

令和5年度

一関市水道事業会計予算

議案第90号 令和5年度一関市水道事業会計補正予算（第1号）

目 次

I 予 算

1. 令和5年度一関市水道事業会計補正予算（第1号） …………… (1)

II 予算に関する説明書

1. 令和5年度一関市水道事業会計補正予算実施計画 …………… (3)
2. 令和5年度一関市水道事業
 予定キャッシュ・フロー計算書 …………… (5)
3. 令和5年度一関市水道事業予定貸借対照表 …………… (6)

I 予 算

議案第 90 号

令和 5 年度一関市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 5 年度一関市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度一関市水道事業会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（業 務）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（3）建設改良事業	1,964,009 千円	▲112,000 千円	1,852,009 千円

第 3 条 令和 5 年度一関市水道事業会計予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,235,870 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,123,870 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 173,263 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 162,063 千円」に、「建設改良積立金 412,140 千円」を「建設改良積立金 311,340 千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第 1 款 資本的支出	3,750,496 千円	▲112,000 千円	3,638,496 千円
第 1 項 建設改良費	1,964,009 千円	▲112,000 千円	1,852,009 千円

第 4 条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額 (千円)	年度	年割額 (千円)	総額 (千円)	年度	年割額 (千円)
1 資 本的 支出	1 建 設改 良費	新本町配 水池整備 事業	371,000	令和 4 年度	250,000	415,000	令和 4 年度	250,000
				令和 5 年度	121,000		令和 5 年度	9,000
				-	-		令和 6 年度	156,000

令和 5 年 12 月 5 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

II 予算に関する説明書

令和5年度一関市水道事業会計補正予算実施計画

資本的收入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資本的支出		3,750,496	△ 112,000	3,638,496	
	1	建設改良費	1,964,009	△ 112,000	1,852,009	
		1 一般改良事業費	1,964,009	△ 112,000	1,852,009	新本町配水池整備事業

令和5年度一関市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	(単位:円)
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	436,091,000
減価償却費	1,885,363,000
固定資産除却費	50,000,000
長期前受金戻入額	△ 384,896,000
受取利息及び配当金	△ 22,000
引当金の増減額 (△は減少)	137,000
支払利息及び企業債取扱諸費	296,610,000
未収金の増減額 (△は増加)	△ 5,489,000
未払金の増減額 (△は減少)	△ 22,869,652
たな卸資産の増減額 (△は増加)	490,800
小計	2,255,415,148
受取利息及び配当金	22,000
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 296,610,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,958,827,148
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△ 1,697,275,000
固定資産の売却による収入	1,000
工事負担金による収入	15,830,000
国庫補助金等の収入	78,500,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,602,944,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	1,400,000,000
企業債の償還による支出	△ 1,779,158,000
一般会計からの出資金による収入	20,295,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 358,863,000
資金増加額 (または減少額)	△ 2,979,852
資金期首残高	1,726,209,732
資金期末残高	1,723,229,880

令和5年度一関市水道事業予定貸借対照表（税抜き）

（令和6年3月31日）

（単位：円）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

ア 土	地		380,756,002	
イ 建	物	5,077,666,425		
	減価償却累計額	<u>△ 1,996,772,710</u>	3,080,893,715	
ウ 構	築物	59,739,068,322		
	減価償却累計額	<u>△ 22,107,815,222</u>	37,631,253,100	
エ 機 械 及 び 装 置		11,567,257,100		
	減価償却累計額	<u>△ 7,845,889,961</u>	3,721,367,139	
オ 車 両 運 搬 具		34,326,248		
	減価償却累計額	<u>△ 24,534,006</u>	9,792,242	
カ 工 具 、 器 具 及 び 備 品		176,906,572		
	減価償却累計額	<u>△ 126,005,940</u>	50,900,632	
キ 建 設 仮 勘 定			<u>886,722,955</u>	
	有形固定資産合計			45,761,685,785

(2) 無 形 固 定 資 産

ア 電 話 加 入 権			16,740,000	
イ ソ フ ト ウ ェ ア			<u>9,720,000</u>	
	無形固定資産合計			26,460,000

(3) 投 資

ア 出 資 金			<u>100,000</u>	
	投資合計			<u>100,000</u>

固 定 資 産 合 計

45,788,245,785

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金			1,723,229,880	
(2) 未 収 金		106,518,160		
	貸倒引当金	<u>△ 864,000</u>	105,654,160	
(3) 貯 蔵 品			<u>16,411,851</u>	

流 動 資 産 合 計

1,845,295,891

資 産 合 計

47,633,541,676

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債		
ア 建設改良の財源に充てるための企業債		22,349,605,891
(2) 引当金		
ア 修繕引当金		431,203,278
(3) その他固定負債		
ア 預り担保金		700,000
固定負債合計		22,781,509,169

4 流動負債

(1) 企業債		
ア 建設改良の財源に充てるための企業債		1,704,524,715
(2) 未払金		179,553,663
(3) 引当金		
ア 賞与引当金	17,072,000	
イ 法定福利費引当金	2,884,000	
引当金合計		19,956,000
流動負債合計		1,904,034,378

5 繰延収益

(1) 長期前受金		
ア 国県補助金	11,478,201,725	
収益化累計額	<u>△ 4,650,197,884</u>	6,828,003,841
イ 受贈財産評価額	1,363,893,200	
収益化累計額	<u>△ 951,091,308</u>	412,801,892
ウ 寄付金	5,000,000	
収益化累計額	<u>△ 4,750,009</u>	249,991
エ 工事負担金	2,286,990,223	
収益化累計額	<u>△ 1,090,764,880</u>	1,196,225,343
オ その他資本剰余金	417,543,953	
収益化累計額	<u>△ 84,978,730</u>	332,565,223
繰延収益合計		8,769,846,290

負債合計		33,455,389,837
-------------	--	-----------------------

資本の部

6 資本金

(1) 自己資本金		11,500,664,845
-----------	--	----------------

7 剰余金

(1) 資本剰余金		
ア 国県補助金		13,140,793
(2) 利益剰余金		
ア 減債積立金	47,288,398	
イ 利益積立金	101,422,717	
ウ 建設改良積立金	154,178,086	
エ 当年度未処分利益剰余金	<u>2,361,457,000</u>	
利益剰余金合計		2,664,346,201
剰余金合計		2,677,486,994

資本合計		14,178,151,839
-------------	--	-----------------------

負債資本合計		47,633,541,676
---------------	--	-----------------------

議案第91号

一関市摺沢市民センター及び大東コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市摺沢市民センター
大東コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
一関市大東町摺沢字街道下25番地3
摺沢振興会
会長 小原 雪男
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第91号 参考資料No. 1

指定管理者指定の総括表

議案 番号	指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間		新規 ・更新	指定管理の状況			
			期間	年数		導 入 年月日	現在の 指定管理者	現在の指定期間	令和5年度 指定管理料
91	一関市摺沢市民センター	摺沢振興会	R6. 4. 1 ~ R11. 3. 31	5年	新規	—	—	—	—
	大東コミュニティセンター								
92	一関市摺沢市民センター摺沢体育館	摺沢振興会	R6. 4. 1 ~ R8. 3. 31	2年※ ₂	新規	—	—	—	—
93	一関市渋民市民センター	渋民振興会	R6. 4. 1 ~ R11. 3. 31	5年	新規	—	—	—	—
94	一関市真湯温泉センター	株式会社みらい	R6. 4. 1 ~ R8. 3. 31	2年※ ₂	新規※ ₁	H18. 4. 1	株式会社寿広	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	18, 105, 000円
95	室根第4区集落センター	浜横沢地区自治会振興会	R6. 4. 1 ~ R8. 3. 31	2年※ ₂	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	125, 000円
96	室根ひこばえの森交流センター	矢越地区自治会振興会	R6. 4. 1 ~ R8. 3. 31	2年※ ₂	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	363, 000円
	室根第15地区会館								123, 000円
97	室根交流促進センター	津谷川地区自治会振興会	R6. 4. 1 ~ R8. 3. 31	2年※ ₂	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	848, 000円
98	西口コミュニティセンター	西口自治会協議会	R6. 4. 1 ~ R8. 3. 31	2年※ ₂	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	241, 000円
99	本郷白藤交流館	本郷地区自治会協議会	R6. 4. 1 ~ R8. 3. 31	2年※ ₂	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	162, 000円
100	曲田地区ふれあいセンター	曲田地域自治会協議会	R6. 4. 1 ~ R8. 3. 31	2年※ ₂	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	220, 000円
101	陶芸センター	深萱自治会	R6. 4. 1 ~ R8. 3. 31	2年※ ₂	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	416, 000円
102	新沼コミュニティセンター	新沼地区自治会協議会	R6. 4. 1 ~ R8. 3. 31	2年※ ₂	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	369, 000円
103	郷土文化保存伝習館	藤沢町文化振興協会	R6. 4. 1 ~ R8. 3. 31	2年※ ₂	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	239, 000円
104	並木ケ丘コミュニティグラウンド	藤沢町モータースポーツ協会	R6. 4. 1 ~ R11. 3. 31	5年	更新	R3. 4. 1	左記団体に同じ	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	349, 000円
105	高倉コミュニティセンター	永井地域コミュニティ活性化協議会	R6. 4. 1 ~ R8. 3. 31	2年※ ₂	更新	R3. 4. 1	左記団体に同じ	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	257, 000円

106	一関市涌津市民センター	涌津まちづくり協議会	R6.4.1 ~ R11.3.31	5年	更新	H31.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R6.3.31	15,849,000円
107	一関市花泉市民センター	モリウシ希望ネット花泉	R6.4.1 ~ R11.3.31	5年	更新	H31.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R6.3.31	15,961,000円
108	一関市老松市民センター	老松みどりの郷協議会	R6.4.1 ~ R11.3.31	5年	更新	H31.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R6.3.31	15,666,000円
109	一関市日形市民センター	日花里の郷日形 花泉農村集落多目的共同利用施設	R6.4.1 ~ R11.3.31	5年	更新	H31.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R6.3.31	16,074,000円
110	一関市日形市民センター日形体育館	日花里の郷日形	R6.4.1 ~ R8.3.31	2年※ ₂	更新	H31.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R6.3.31	363,000円
111	一関市興田市民センター興田体育館	興田地区振興会	R6.4.1 ~ R8.3.31	2年※ ₂	更新	R3.4.1	左記団体に同じ	R3.4.1 ~ R6.3.31	95,000円
112	伊勢館公園テニスコート	興田地区振興会	R6.4.1 ~ R8.3.31	2年※ ₂	更新	R3.4.1	左記団体に同じ	R3.4.1 ~ R6.3.31	570,000円
113	伊勢館公園野球場	興田地区振興会	R6.4.1 ~ R11.3.31	5年	更新	R3.4.1	左記団体に同じ	R3.4.1 ~ R6.3.31	0円
114	一関市猿沢市民センター	猿沢地区振興会	R6.4.1 ~ R11.3.31	5年	更新	H31.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R6.3.31	17,063,000円
	大東農村環境改善センター								451,000円
	猿沢伝承交流館								
115	一関市猿沢市民センター猿沢体育館	猿沢地区振興会	R6.4.1 ~ R8.3.31	2年※ ₂	更新	H31.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R6.3.31	809,000円
116	一関勤労青少年ホーム	特定非営利活動法人一関文化 会議所	R6.4.1 ~ R7.3.31	1年※ ₃	更新	H20.4.1	左記団体に同じ	R3.4.1 ~ R6.3.31	16,203,000円
	一関市女性センター								20,285,000円
117	藤沢スポーツランド	藤沢町モータースポーツ協会	R6.4.1 ~ R8.3.31	2年※ ₂	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	R3.4.1 ~ R6.3.31	2,082,000円
118	大東児童クラブ	大東児童クラブ運営委員会	R6.4.1 ~ R11.3.31	5年	更新	H25.4.1	左記団体に同じ	R3.4.1 ~ R6.3.31	13,120,326円
119	川崎児童クラブ	川崎児童クラブ運営委員会	R6.4.1 ~ R11.3.31	5年	更新	H25.4.1	左記団体に同じ	R3.4.1 ~ R6.3.31	13,402,331円
120	一関市生活支援ハウスむろね苑	社会福祉法人室根孝養会	R6.4.1 ~ R11.3.31	5年	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R6.3.31	9,400,000円
121	千厩新町にぎわい交流施設	協同組合千厩新町振興会	R6.4.1 ~ R11.3.31	5年	更新	H17.12.16	左記団体に同じ	R3.4.1 ~ R6.3.31	0円

122	川崎農村女性の家いぶき会館	赤柴自治会	R6. 4. 1 ~ R8. 3. 31	2年※ ₂	更新	H22. 4. 1	左記団体に同じ	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	516,000円
123	藤沢有機肥料センター	株式会社若葉	R6. 4. 1 ~ R11. 3. 31	5年	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	0円
124	北上川交流センター	特定非営利活動法人北上川サポート協会	R6. 4. 1 ~ R11. 3. 31	5年	更新	H16. 4. 1	左記団体に同じ	H31. 4. 1 ~ R6. 3. 31	5,263,000円

※₁ 一関市真湯温泉センターについては、令和5年度以前も指定管理者制度を導入していたが、今回新たに公募を行い選定した指定管理者を指定しようとするものである。

※₂ 「指定期間」の欄の「年数」の欄中に※₂を付した施設は、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針（令和3年9月22日決定）で保有縮減（廃止・譲渡）に分類している施設である。

施設保有の見直しの実施に当たっては、令和4年度から施設の利用者等と話し合いを開始したところであるが、令和5年度も引き続き話し合いを継続し、令和7年度までに保有縮減に係る合意形成を図ることとして進めているため、指定期間を令和6年度から令和7年度までの2年間とするものである。

※₃ 一関勤労青少年ホーム及び一関市女性センターについては、保有縮減（廃止）に分類している施設であり、令和6年度末で廃止する予定であることから指定期間を1年間とするものである。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
一関市摺沢市民センター	一関市大東町摺沢字街道下 25 番地 3	敷地面積 6,849.57 m ²
大東コミュニティセンター		延べ面積 2,180.04 m ²
一関市摺沢市民センター摺沢体育館	一関市大東町摺沢字新右エ門土手 12 番地 18	敷地面積 2,944.66 m ² 延べ面積 623.13 m ²

備考 一関市摺沢市民センターと大東コミュニティセンターは、同一の施設である。

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市摺沢市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
大東コミュニティセンター	市民の生涯学習やコミュニティ活動の推進を図り、地域社会の向上に寄与するため。
一関市摺沢市民センター摺沢体育館	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

摺沢振興会

(2) 代表者名

会長 小原 雪 男

(3) 事務所の所在地

一関市大東町摺沢字街道下 25 番地 3

(4) 設立年月日

平成 26 年 8 月 28 日

(5) 設立目的

摺沢地区の振興を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 摺沢地区全体に関わる地域づくりの調整や推進

イ 摺沢地区内の各団体単独では対応できない課題の解決

ウ 摺沢地区内の各団体間の連絡調整

エ 行政との連絡調整

オ その他、目的達成のために必要な活動

(7) 団体に属する世帯数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

1,151 世帯、43 団体等

構成団体等

摺沢地区自治公民館等連絡協議会、八幡自治会、上摺沢自治会、栃折沢自治公民館、源八自治会、大金公民館、長者自治会、松原自治会、羽根折沢自治会、上町町内会、仲町町内会、沼田自治会、下摺沢自治会、流矢自治会、小沼自治会、堺ノ沢自治会、駅前町内会、旭町自治会、但馬崎町内会、観音堂振興会、高校通り自治会、荒屋敷自治会、摺沢地区行政区長会、摺沢地区民生児童委員協議

会、摺沢体育協会、摺沢婦人会、摺沢寿会、摺沢史談会、東磐井地区交通安全協会摺沢分会、摺沢交通安全母の会、摺沢地区防犯協会、摺沢地区福祉活動推進協議会、いわて平泉農業協同組合女性部大東中央支部摺沢支部、摺沢地区商工振興会、一関商工会議所大東地域運営協議会、水晶会、大東芸術文化協会摺沢支部、大東高校PTA、大東中学校PTA、大東小学校PTA、摺沢保育園父母の会、摺沢幼稚園父母の会、学識経験者

(8) 役員

会長1人、副会長若干名、監事2人、理事40人以内

(9) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和6年度予定）

(1) 青少年事業

学びの土曜塾

(2) 成人事業

摺沢歴史講座、ヘルスアップウォーキング

(3) 高齢者事業

摺沢寿学園

4 選定理由

一関市摺沢市民センター、大東コミュニティセンター及び一関市摺沢市民センター摺沢体育館の指定管理候補者として、次の理由により、摺沢振興会を選定した。

当該団体は、摺沢地区全体に関わる地域づくりの調整や推進、摺沢地区内の各団体が単独では対応できない課題の解決などを通じて摺沢地区の振興を図ることを目的として設立された摺沢地区の地域協働体である。

平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは市民主体の地域づくり活動を促進する上でより効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市摺沢市民センター及び大東コミュニティセンターにあつては、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

一関市摺沢市民センター摺沢体育館にあつては、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。

議案第92号

一関市摺沢市民センター摺沢体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市摺沢市民センター摺沢体育館

- 2 指定管理者となる団体
一関市大東町摺沢字街道下25番地3
摺沢振興会
会長 小原 雪男

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第93号

一関市渋民市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市渋民市民センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市大東町渋民字小林25番地
渋民振興会
会長 菊池 紘一

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市渋民市民センター

イ 所在地

一関市大東町渋民字小林 25 番地

ウ 施設規模等

敷地面積 11,983.88 m²

延べ面積 1,532.78 m²

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

渋民振興会

(2) 代表者名

会長 菊池 紘一

(3) 事務所の所在地

一関市大東町渋民字小林 25 番地

(4) 設立年月日

平成 24 年 8 月 29 日

(5) 設立目的

渋民地区内における教育文化並びに産業の振興、生活環境、公共施設等の整備計画を住民参加のもとに推進することにより、地区住民生活の向上を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 協働のまちづくりの推進に関すること。

イ 保健、福祉、医療、文教施設等の環境整備事業の推進に関すること。

ウ 安全で災害のないまちづくりの推進に関すること。

エ 渋民地区内の各種行事の開催に関すること。

オ その他必要な事項

(7) 団体に属する世帯数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

330 世帯、21 団体及び 14 個人（役職等）

構成団体等

渋民 8 区自治会、東山郷自治会、渋民第 10 区自治会、渋民 11 区自治会、渋民 12 区自治会、渋民婦人会、渋民老人クラブ連合会、渋民地区福祉活動推進協議会、渋民体育協会、渋民保育園保護者会、東磐井地区交通安全協会渋民分会、大東芸術文化協会渋民支部、渋民伊勢神楽保存会、渋民 8 区農家組合、東山郷農家組合、渋民 10 区農家組合、渋民 11 区農家組合、渋民 12 区農家組合、いわて平泉農業協同組合女性部大東中央支部渋民支部、芦東山先生顕彰会、一関市消防団大東第 3 分団第 5 部

個人（役職等）

渋民 8 区行政区長、渋民 9 区行政区長、渋民 10 区行政区長、渋民 11 区行政区長、渋民 12 区行

政区長、大東小学校PTA渋民地区の代表、大東中学校PTA渋民地区の代表、渋民在住の民生委員・児童委員、渋民在住の一関市農業委員、渋民在住の学識経験者

(8) 役員

会長1人、副会長2人、理事9人、監事2人

(9) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和6年度予定）

(1) 青少年事業

渋民探検隊、学びの土曜塾

(2) 成人事業

女性学級、剪定教室、室蓬カレッジ現代文学講座

(3) 高齢者事業

高齢者学級

4 選定理由

一関市渋民市民センターの指定管理候補者として、次の理由により、渋民振興会を選定した。

当該団体は、渋民地区内における教育文化並びに産業の振興、生活環境、公共施設等の整備計画を住民参加のもとに推進することにより、地区住民生活の向上を図る目的として設立された渋民地区の地域協働体である。

平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは市民主体の地域づくり活動を促進する上でより効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第94号

一関市真湯温泉センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市真湯温泉センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市山目字十二神27番地1
株式会社みらい
代表取締役 熊谷 隆

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市真湯温泉センター

イ 所在地

一関市巖美町字真湯 1 番地地先

ウ 施設規模等

敷地面積 66,466.00 m²

延べ面積 1,873.31 m²

(2) 設置目的

市民の保養及び健康の保持、増進を図るとともに、観光振興に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

株式会社みらい

(2) 代表者名

代表取締役 熊 谷 隆

(3) 事務所の所在地

一関市山目字十二神 27 番地 1

(4) 設立年月日

令和 3 年 4 月 14 日

(5) 設立目的・事業概要

次の事業を営むことを目的とする。

ア 各種合成樹脂製品の製造及び加工

イ ディ스플레이、防塵、防汚、間仕切り用等各種シートの企画、製造、加工及び販売

ウ 段ボール及び機能性段ボールを用いた製品の企画、製造、加工及び販売

エ 建築工事業

オ 鋼構造物工事業

カ 上記各号に附帯する一切の事業

(6) 従業員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

5 人

(7) 役員

代表取締役 1 人

(8) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和 6 年度予定）

(1) 軽食の提供

(2) 広報活動

4 選定理由

一関市真湯温泉センターの指定管理候補者の選定については、募集要項を定め、指定管理候補者の公募を行った。

公募の結果、1団体から応募があり、一関市指定管理者選定委員会において、当該団体について、評点方式による審査を行い、その結果を基に、株式会社みらいを指定管理候補者に選定した。

同委員会での審査は、当該団体から提出された事業計画書、収支計画書等の書類及びプレゼンテーションの内容により、管理運営業務に関する基本的事項の評価項目である団体の規模や能力、基本的な考え方、効率的かつ効果的な管理運営及び地域貢献並びに指定管理料に関する事項について、選定委員会委員が採点する方式により行い、評価項目ごとの各委員の点数の合計点が指定管理候補者とする基準として設定した点数（配点の6割）を、評価項目の全てにおいて上回ったことから、当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。

議案第95号

室根第4区集落センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
室根第4区集落センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市室根町折壁字中西49番地4
浜横沢地区自治会振興会
会長 佐藤好和

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

室根第4区集落センター

イ 所在地

一関市室根町折壁字中谷地 135 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 3,000.11 m²

延べ面積 236.00 m²

(2) 設置目的

住民の福祉の増進を図り、地域の開発と発展に寄与するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

浜横沢地区自治会振興会

(2) 代表者名

会長 佐藤好和

(3) 事務所の所在地

一関市室根町折壁字中西 49 番地 4

(4) 設立年月日

昭和 57 年 4 月 23 日

(5) 設立目的

一関市室根町の自治会活動の助長を図り、もって地域の発展に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 自治会相互の連絡調整及び情報交換並びに各種事業の共催に関する事。

イ 室根町の各種団体・機関との連絡協調活動に関する事。

ウ 地域づくり活動に関する事。

エ その他本会の目的達成に必要な事。

(7) 団体に属する世帯数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

262 世帯、4 自治会

構成団体等

第 1 区自治会、第 2 区自治会、第 3 区自治会、第 4 区自治会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 1 人、理事 2 人、事務局 1 人、会計 1 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R3	R4
指定管理業務収入 A	利用料金収入	0	0
	事業収入	0	0
	その他の収入	0	30
	指定管理料	125	125
	計	125	155
指定管理業務支出 B	人件費	10	10
	施設管理費	128	72
	事業費	0	0
	一般管理費	0	0
	計	138	82
指定管理業務収支(A-B)		△ 13	73

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和3年度～令和5年度実施）

なし

4 選定理由

室根第4区集落センターの指定管理候補者として、次の理由により、浜横沢地区自治会振興会を選定した。

当該団体は、浜横沢地区の4自治会から構成される団体である。当該施設の管理運営を平成28年度から行っており、組織体制、事業内容等について健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、当該施設は、浜横沢地区の拠点的なコミュニティ施設として位置づけられており、施設の性格上、地域住民の福祉の増進と交流促進及び文化の向上を図る上で地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。

議案第96号

室根ひこばえの森交流センター及び室根第15地区会館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
室根ひこばえの森交流センター
室根第15地区会館
- 2 指定管理者となる団体
一関市室根町矢越字枇杷沢8番地
矢越地区自治会振興会
会長 岩 渕 宏 紀
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
室根ひこばえの森交流センター	一関市室根町矢越字山古沢 94 番地 7	敷地面積 2,311.23 m ² 延べ面積 255.00 m ²
室根第 15 地区会館	一関市室根町矢越字朴 12 番地 3	敷地面積 909.28 m ² 延べ面積 251.74 m ²

(2) 設置目的

住民の福祉の増進を図り、地域の開発と発展に寄与するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

矢越地区自治会振興会

(2) 代表者名

会長 岩 渕 宏 紀

(3) 事務所の所在地

一関市室根町矢越字枇杷沢 8 番地

(4) 設立年月日

昭和 57 年 4 月 23 日

(5) 設立目的

一関市室根町の自治会活動の助長を図り、もって地域の発展に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 自治会相互の連絡調整及び情報交換並びに各種事業の共催に関する事。

イ 室根町の各種団体・機関との連絡協調活動に関する事。

ウ 地域づくり活動に関する事。

エ その他本会の目的達成に必要なこと。

(7) 団体に属する世帯数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

496 世帯、5 自治会

構成団体等

第 11 区自治会、第 12 区自治会、第 13 区自治会、第 14 区自治会、第 15 区自治会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 1 人、理事 3 人、事務局 4 人

- (9) これまでの指定管理業務の収支
ア 室根ひこばえの森交流センター

(単位：千円)

		R3	R4
指定管理業務収入 A	利用料金収入	29	27
	事業収入	0	0
	その他の収入	0	20
	指定管理料	363	363
	計	392	410
指定管理業務支出 B	人件費	5	5
	施設管理費	518	373
	事業費	0	0
	一般管理費	0	0
	計	523	378
指定管理業務収支(A-B)		△ 131	32

- イ 室根第 15 地区会館

(単位：千円)

		R3	R4
指定管理業務収入 A	利用料金収入	3	3
	事業収入	0	0
	その他の収入	0	0
	指定管理料	123	123
	計	126	126
指定管理業務支出 B	人件費	5	5
	施設管理費	132	112
	事業費	0	0
	一般管理費	0	0
	計	137	117
指定管理業務収支(A-B)		△ 11	9

- (10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和3年度～令和5年度実施）

なし

4 選定理由

室根ひこばえの森交流センター及び室根第 15 地区会館の指定管理候補者として、次の理由により、矢越地区自治会振興会を選定した。

当該団体は、矢越地区の 5 自治会から構成される団体である。当該施設の管理運営を平成 28 年度から行っており、組織体制、事業内容等について健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、室根ひこばえの森交流センターは上折壁地区、室根第 15 地区会館は釘子地区の拠点的なコミュニティ施設として位置づけられており、施設の性格上、地域住民の福祉の増進と交流促進及び文化の向上を図る上で地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者を選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和 7 年度までの 2 年間とする。

議案第97号

室根交流促進センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
室根交流促進センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市室根町津谷川字上千代ヶ原46番地1
津谷川地区自治会振興会
会長 三浦 正勝

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

室根交流促進センター

イ 所在地

一関市室根町津谷川字中磯 193 番地 12

ウ 施設規模等

敷地面積 6,855.84 m²

延べ面積 750.25 m²

(2) 設置目的

住民の福祉の増進を図り、地域の開発と発展に寄与するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

津谷川地区自治会振興会

(2) 代表者名

会長 三 浦 正 勝

(3) 事務所の所在地

一関市室根町津谷川字上千代ヶ原 46 番地 1

(4) 設立年月日

昭和 57 年 4 月 23 日

(5) 設立目的

一関市室根町の自治会活動の助長を図り、もって地域の発展に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 自治会相互の連絡調整及び情報交換並びに各種事業の共催に関すること。

イ 室根町の各種団体・機関との連絡協調活動に関すること。

ウ 地域づくり活動に関すること。

エ その他本会の目的達成に必要なこと。

(7) 団体に属する世帯数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

259 世帯、5 自治会

構成団体等

上津谷川自治会、竹野下自治会、中津谷川自治会、第 19 区自治会、第 20 区自治会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 1 人、理事 3 人、事務局 1 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R 3	R 4
指定管理業務 収入 A	利用料金収入	0	0
	事業収入	0	0
	その他の収入	0	0
	指定管理料	848	848
	計	848	848
指定管理業務 支出 B	人件費	10	7
	施設管理費	767	740
	事業費	0	0
	一般管理費	0	0
	計	777	747
指定管理業務収支(A-B)		71	101

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和3年度～令和5年度実施）

なし

4 選定理由

室根交流促進センターの指定管理候補者として、次の理由により、津谷川地区自治会振興会を選定した。

当該団体は、津谷川地区の5自治会から構成される団体である。当該施設の管理運営を平成28年度から行っており、組織体制、事業内容等について健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、当該施設は、津谷川地区の拠点的なコミュニティ施設として位置づけられており、施設の性格上、地域住民の福祉の増進と交流促進及び文化の向上を図る上で地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。

議案第98号

西口コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
西口コミュニティセンター

- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町西口字切付403番地
西口自治会協議会
会長 小野寺 文 憲

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

西口コミュニティセンター

イ 所在地

一関市藤沢町西口字十文字 119 番地 2

ウ 施設規模等

敷地面積 3,307.20 m²

延べ面積 327.51 m²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

西口自治会協議会

(2) 代表者名

会長 小野寺 文 憲

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町西口字切付 403 番地

(4) 設立年月日

昭和 51 年 5 月 1 日

(5) 設立目的

西口地区の自治会が、協調して自治組織推進と地域の振興、福祉の増進に寄与するとともに、地域住民自治の確立を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 西口地区地域づくり活動事業の取り組みに関すること。

イ 藤沢野焼祭への参加に関すること。

ウ 西口地区敬老会の開催に関すること。

エ コミュニティ花壇への取り組みに関すること。

オ 西口地区環境保全活動の支援に関すること。

カ 各種スポーツ行事等への参加に関すること。

キ その他必要と認める事業に関すること。

(7) 団体に属する世帯数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

153 世帯、3 自治会

構成団体等

第 6 区自治会、第 7 区自治会、第 8 自治会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 34 人、監事 3 人、書記会計 4 人、顧問 3 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R3	R4
指定管理業務収入 A	利用料金収入	0	4
	事業収入	0	0
	その他の収入	0	0
	指定管理料	241	241
	計	241	245
指定管理業務支出 B	人件費	0	0
	施設管理費	173	160
	事業費	0	0
	一般管理費	0	0
	計	173	160
指定管理業務収支(A-B)		68	85

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和3年度～令和5年度実施）

なし

4 選定理由

西口コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、西口自治会協議会を選定した。

当該団体は、西口地区の3自治会から構成される団体である。当該施設の管理運営を、当該施設に指定管理者制度を導入した平成18年度から行っており、組織体制、事業内容等について健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、当該施設は、地域づくり活動の拠点として利用されており、地域住民の福祉の増進と交流促進及び文化の向上を図る上で地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。

議案第99号

本郷白藤交流館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
本郷白藤交流館

- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町藤沢字舟木124番地
本郷地区自治会協議会
会長 小山健一

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

本郷白藤交流館

イ 所在地

一関市藤沢町藤沢字八沢 132 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 2,861.12 m²

延べ面積 344.52 m²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

本郷地区自治会協議会

(2) 代表者名

会長 小 山 健 一

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町藤沢字舟木 124 番地

(4) 設立年月日

昭和 55 年 9 月 5 日

(5) 設立目的

住民自治の確立、住みよい地域づくり、健康で明るい生活の実現に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 会員相互の親睦、福利厚生、文化教養に関すること。

イ 行政機関、各種団体との連絡調整等に関すること。

ウ 生涯スポーツの推進に係る地区事業の促進に関すること。

(7) 団体に属する世帯数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

237 世帯、3 自治会

構成団体等

第 9 区自治会、第 10 区自治会、第 11 区自治会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 6 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R3	R4
指定管理業務収入 A	利用料金収入	0	0
	事業収入	0	0
	その他の収入	28	23
	指定管理料	162	162
	計	190	185
指定管理業務支出 B	人件費	0	0
	施設管理費	138	266
	事業費	0	0
	一般管理費	0	0
	計	138	266
指定管理業務収支(A-B)		52	△ 81

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和3年度～令和5年度実施）

なし

4 選定理由

本郷白藤交流館の指定管理候補者として、次の理由により、本郷地区自治会協議会を選定した。

当該団体は、本郷地区の3自治会から構成される団体である。当該施設の管理運営を、当該施設に指定管理者制度を導入した平成18年度から行っており、組織体制、事業内容等について健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、当該施設は、地域づくり活動の拠点として利用されており、地域住民の福祉の増進と交流促進及び文化の向上を図る上で地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。

議案第100号

曲田地区ふれあいセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
曲田地区ふれあいセンター

- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町黄海字山谷7番地11
曲田地域自治会協議会
会長 佐々木 晴 男

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

曲田地区ふれあいセンター

イ 所在地

一関市藤沢町黄海字下曲田 417 番地 18

ウ 施設規模等

敷地面積 1,891.80 m²

延べ面積 251.74 m²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

曲田地域自治会協議会

(2) 代表者名

会長 佐々木 晴 男

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町黄海字山谷 7 番地 11

(4) 設立年月日

平成 18 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

会員の相互の理解と協調を図り、協働の福祉の増進と地域振興に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 会員相互の親睦、福利厚生、文化教養に関すること。

イ 行政機関、各種団体との連絡調整等に関すること。

ウ 生涯スポーツの推進に係る地区事業の促進に関すること。

エ 地域住民の保健・福祉・医療の推進に関すること。

オ 女性組織活動に関すること。

(7) 団体に属する世帯数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

113 世帯、3 自治会

構成団体等

小日形自治会、曲田自治会、中山自治会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 12 人、監事 3 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R3	R4
指定管理業務収入 A	利用料金収入	0	0
	事業収入	0	0
	その他の収入	0	0
	指定管理料	220	220
	計	220	220
指定管理業務支出 B	人件費	0	0
	施設管理費	133	224
	事業費	0	0
	一般管理費	0	0
	計	133	224
指定管理業務収支(A-B)		87	△ 4

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和3年度～令和5年度実施）

なし

4 選定理由

曲田地区ふれあいセンターの指定管理候補者として、次の理由により、曲田地域自治会協議会を選定した。

当該団体は、曲田地区の3自治会から構成される団体である。当該施設の管理運営を、当該施設に指定管理者制度を導入した平成18年度から行っており、組織体制、事業内容等について健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今度も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、当該施設は、地域づくり活動の拠点として利用されており、地域住民の福祉の増進と交流促進及び文化の向上を図る上で地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。

議案第101号

陶芸センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
陶芸センター
- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町黄海字西深萱129番地
深萱自治会
会長 及川健治
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

陶芸センター

イ 所在地

一関市藤沢町黄海字東深萱 192 番地 6

ウ 施設規模等

敷地面積 27,184.00 m²

延べ面積 309.35 m²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

深萱自治会

(2) 代表者名

会長 及 川 健 治

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町黄海字西深萱 129 番地

(4) 設立年月日

平成 6 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

会員の持つ伝統的、文化的、かつ豊かな創造性で、地域及び会員の平和と幸せを推し進めることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 会員相互の親睦、福利厚生、文化教養に関すること。

イ 社会整備に関すること。

ウ 伝統行事の継承に関すること。

エ 地域住民の保健・福祉・医療の推進に関すること。

(7) 団体に属する世帯数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

46 世帯

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、部長 5 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R3	R4
指定管理業務収入 A	利用料金収入	9	6
	事業収入	0	0
	その他の収入	0	0
	指定管理料	416	416
	計	425	422
指定管理業務支出 B	人件費	0	0
	施設管理費	415	408
	事業費	0	0
	一般管理費	0	0
	計	415	408
指定管理業務収支(A-B)		10	14

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和3年度～令和5年度実施）

なし

4 選定理由

陶芸センターの指定管理候補者として、次の理由により、深萱自治会を選定した。

当該団体は、深萱地区の自治会組織である。当該施設の管理運営を、当該施設に指定管理者制度を導入した平成18年度から行っており、組織体制、事業内容等について健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、当該施設は、作陶を通じた地域内外との交流及び地域住民の活動の拠点として利用されており、地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。

議案第102号

新沼コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
新沼コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町新沼字関田86番地
新沼地区自治会協議会
会長 三浦保男
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

新沼コミュニティセンター

イ 所在地

一関市藤沢町新沼字関田 45 番地 10

ウ 施設規模等

敷地面積 5,501.00 m²

延べ面積 309.86 m²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

新沼地区自治会協議会

(2) 代表者名

会長 三 浦 保 男

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町新沼字関田 86 番地

(4) 設立年月日

平成 6 年 8 月 27 日

(5) 設立目的

砂子田、増沢、新沼地区内自治会相互の連携を図り、地域福祉の推進と生活環境の保持を目指し地域振興に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 藤沢野焼祭への参加に関する事。

イ 砂子田、増沢、新沼地区敬老会の開催に関する事。

ウ コミュニティ花壇への取り組みに関する事。

エ 各種スポーツ行事等への参加に関する事。

オ 地域づくり活動事業の取り組みに関する事。

カ その他必要と認める事業に関する事。

(7) 団体に属する世帯数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

340 世帯、7 自治会

構成団体等

第 29 区自治会、第 30 区自治会、第 31 区自治会、第 32 区自治会、第 33 区自治会、第 34 区自治会、第 35 区自治会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、幹事 4 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R3	R4
指定管理業務収入 A	利用料金収入	1	1
	事業収入	0	0
	その他の収入	0	0
	指定管理料	369	369
	計	370	370
指定管理業務支出 B	人件費	0	0
	施設管理費	378	365
	事業費	0	0
	一般管理費	0	0
	計	378	365
指定管理業務収支(A-B)		△ 8	5

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和3年度～令和5年度実施）

なし

4 選定理由

新沼コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、新沼地区自治会協議会を選定した。

当該団体は、新沼地区の7自治会から構成される団体である。当該施設の管理運営を、当該施設に指定管理者制度を導入した平成18年度から行っており、組織体制、事業内容等について健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、当該施設は、地域づくり活動の拠点として利用されており、地域住民の福祉の増進と交流促進及び文化の向上を図る上で地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。

議案第103号

郷土文化保存伝習館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
郷土文化保存伝習館

- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町大籠字右名沢28番地7
藤沢町文化振興協会
会長 八巻 徹

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

郷土文化保存伝習館

イ 所在地

一関市藤沢町大籠字右名沢 27 番地 6

ウ 施設規模等

敷地面積 5,027.00 m²

延べ面積 250.24 m²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

藤沢町文化振興協会

(2) 代表者名

会長 八 卷 徹

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町大籠字右名沢 28 番地 7

(4) 設立年月日

平成 7 年 6 月 1 日

(5) 設立目的

文化財の保護、保存及び活用等を図るとともに岩手県南・宮城県北殉教エリアの整備促進を図り、もって市民の教育及び文化振興に寄与する。

(6) 事業概要

ア 藤沢地域の歴史に関する資料の収集、保管、展示等の事業に関する事。

イ 岩手県南・宮城県北殉教エリアの整備促進に関する事。

ウ 公の施設の管理運営に関する事。

エ 歴史や文化に関わる書籍等の観光及び販売に関する事。

オ その他この会の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(7) 団体に属する会員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

9 人

(8) 役員

会長 1 人、副会長 1 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R3	R4
指定管理業務収入 A	利用料金収入	21	14
	事業収入	0	0
	その他の収入	15	17
	指定管理料	239	239
	計	275	270
指定管理業務支出 B	人件費	0	0
	施設管理費	237	292
	事業費	0	0
	一般管理費	0	0
	計	237	292
指定管理業務収支(A-B)		38	△ 22

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和3年度～令和5年度実施）

藤沢地域の文化財の保護、活用に関する事業

4 選定理由

郷土文化保存伝習館の指定管理候補者として、次の理由により、藤沢町文化振興協会を選定した。

当該団体は、当該施設の管理運営を、当該施設に指定管理者制度を導入した平成 18 年度から行っており、組織体制、事業内容等について健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、当該施設は、郷土文化の保存・伝承と地域住民の交流促進を図る上で地域の文化を熟知している当該団体による管理運営が最も適していると考えられること、隣接する大籠キリシタン殉教公園、大籠キリシタン資料館及び大籠殉教記念クルス館と一体的な管理をすることにより効果的・効率的な運営が図られることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「オ 既に指定管理者による施設管理が行われている施設と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和 7 年度までの 2 年間とする。

議案第104号

並木ヶ丘コミュニティグラウンドの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
並木ヶ丘コミュニティグラウンド
- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町新沼字西風40番地
藤沢町モータースポーツ協会
会長 近江 育夫
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

並木ヶ丘コミュニティグラウンド

イ 所在地

一関市藤沢町新沼字西風 46 番地 10

ウ 施設規模等

敷地面積 30,904.00 m²

延べ面積 14.70 m²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

藤沢町モータースポーツ協会

(2) 代表者名

会長 近 江 育 夫

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町新沼字西風 40 番地

(4) 設立年月日

平成 3 年 2 月 27 日

(5) 設立目的

モータースポーツの普及発展と向上を図り、青少年の育成と地域振興に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア モータースポーツの普及

イ 各種モータースポーツ大会の支援

ウ 施設などの管理受託

エ その他協会の目的達成に必要な事項

(7) 団体に属する会員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

27 人

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 7 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R3	R4
指定管理業務収入A	利用料金収入	0	0
	事業収入	0	0
	その他の収入	0	0
	指定管理料	349	349
	計	349	349
指定管理業務支出B	人件費	0	0
	施設管理費	349	334
	事業費	0	0
	一般管理費	0	0
	計	349	334
指定管理業務収支(A-B)		0	15

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和3年度～令和5年度実施）

モータースポーツの普及に関する事業、大会の支援等

4 選定理由

並木ヶ丘コミュニティグラウンドの指定管理候補者として、次の理由により、藤沢町モータースポーツ協会を選定した。

当該団体は、当該施設の管理運営を、当該施設に指定管理者制度を導入した令和3年度から行っており、適切な施設運営に努め、これまでの管理運営に対する評価は良好である。

また、当該施設は、地域住民の生涯学習や健康増進のために利用されているほか、隣接する藤沢スポーツランドにおいてモトクロス競技を行う者などにも利用されており、藤沢スポーツランドと一体的な管理をすることにより効果的・効率的な運営が図られることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「オ 既に指定管理者による施設管理が行われている施設と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第105号

高倉コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
高倉コミュニティセンター

- 2 指定管理者となる団体
一関市花泉町永井字粒乱田69番地1
永井地域コミュニティ活性化協議会
会長 高橋光政

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

高倉コミュニティセンター

イ 所在地

一関市花泉町永井字薬師沢 99 番地

ウ 施設規模等

敷地面積 1,171.05 m²

延べ面積 302.00 m²

(2) 設置目的

近隣社会の自治、教育及び文化の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

永井地域コミュニティ活性化協議会

(2) 代表者名

会長 高橋光政

(3) 事務所の所在地

一関市花泉町永井字粒乱田 69 番地 1

(4) 設立年月日

平成 27 年 3 月 22 日

(5) 設立目的

地域住民自らが互いに尊重し協力して、健康及び社会福祉の向上、安全で快適な生活環境の創出、文化、スポーツの振興並びに生涯学習の推進などについて話し合い行動することにより、明るく豊かな地域づくりを推進すると共に、行政も含めた多種多様な団体等との協働による地域づくりを広く展開し地区の発展に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地域づくり計画の立案、策定及びその推進に関すること。

イ 地区の振興並びに発展に関すること。

ウ 保健・福祉の向上に関すること。

エ 生活環境の整備に関すること。

オ 防犯・防災・交通安全の推進に関すること。

カ 文化・芸術の振興と生涯学習の推進に関すること。

キ スポーツの振興に関すること。

ク 行政機関・各種上部団体との連絡調整に関すること。

ケ その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(7) 団体に属する世帯数等（令和 5 年 4 月 1 日現在）

673 世帯、28 団体及び 10 個人（役職等）

構成団体等

第一公民館、六道集落公民館、鴻ノ巣集落公民館、三本木集落公民館、杉則集落振興協議会、大滝公民館、塔婆崎集落公民館、高倉集落、九千沢サンコスモスセンター、九千沢集落公民館、大森

集落公民館、杉山契約組合、東永井集落公民館、粒乱田集落公民館、内ノ目集落公民館、白崖自治会、永井地区福祉推進協議会、永井体育協会、永井地区防災自治会、一関交通安全協会永井分会、永井地区老人クラブ連合会、永井地区婦人会、永井地区民生児童委員協議会、一関市消防団花泉地域第1分団、花泉町婦人消防協力隊第1分隊、永井地区郷土芸能伝承保存会、一関市立花泉小学校永井地区PTA、一関市立花泉中学校永井地区PTA

個人（役職等）

永井1-1区行政区長、永井1-2区行政区長、永井2区行政区長、永井3区行政区長、永井4区行政区長、永井5区行政区長、永井6区行政区長、永井7区行政区長、永井8区行政区長、永井9区行政区長

(8) 役員

会長1人、副会長2人、理事3人、監事2人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R3	R4
指定管理業務収入 A	利用料金収入	0	0
	事業収入	0	0
	その他の収入	0	0
	指定管理料	245	257
	計	245	257
指定管理業務支出 B	人件費	42	45
	施設管理費	132	120
	事業費	0	0
	一般管理費	0	0
	計	174	165
指定管理業務収支(A-B)		71	92

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和3年度～令和5年度実施）

なし

4 選定理由

高倉コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、永井地域コミュニティ活性化協議会を選定した。

当該団体は、永井地区において、地域住民自らが互いに尊重し協力して、健康及び社会福祉の向上、安全で快適な生活環境の創出、文化、スポーツの振興並びに生涯学習の推進などについて話し合い行動することにより、明るく豊かな地域づくりを推進すると共に、行政も含めた多種多様な団体等との協働による地域づくりを広く展開し地区の発展に寄与することを目的として設立された永井地区の地域協働体である。当該施設について指定管理者制度を導入した令和3年度からは指定管理者として管理運営を行っており、これまでの管理運営については、組織体制や事業内容等について健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価も良好である。

平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは市民主体の地域づくり活動を促進する上でより効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当す

ると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。

議案第106号

一関市涌津市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市涌津市民センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市花泉町涌津字松ノ坊65番地2
涌津まちづくり協議会
会長 岩 渕 文 雄

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市涌津市民センター

イ 所在地

一関市花泉町涌津字松ノ坊 65 番地 2

ウ 施設規模等

敷地面積 2,463.75 m²

延べ面積 449.73 m²

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

涌津まちづくり協議会

(2) 代表者名

会長 岩 淵 文 雄

(3) 事務所の所在地

一関市花泉町涌津字松ノ坊 65 番地 2

(4) 設立年月日

平成 27 年 4 月 23 日

(5) 設立目的

地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図りながら、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ地域課題の解決に努め、明るく豊かで住みよい地域づくりを推進する。

(6) 事業概要

ア 地域住民等の参画によるまちづくりの推進に関すること。

イ 地域の活性化、産業振興に関すること。

ウ 福祉、健康、生活環境の改善に関すること。

エ 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。

オ 防災・防犯・交通安全に関すること。

カ 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。

キ 地区内組織構成員の参画と情報の共有並びに協働の推進等に関すること。

ク その他本会の目的達成に必要なこと。

(7) 団体に属する世帯数等（令和 5 年 4 月 1 日現在）

1,173 世帯、27 団体及び 9 個人（役職等）

構成団体等

涌津地区行政区長会、涌津原集落公民館、熊ノ倉集落公民館、白浜集落公民館、合ノ柴集落公民館、亥年集落公民館、吉田集落公民館、矢ノ目集落公民館、下町集落公民館、中新集落公民館、涌津地区体育協会、涌津地区自主防災会、涌津地区婦人会、一関市老人クラブ連合会花泉支部涌津協議会、涌津地区福祉推進協議会、一関市立花泉小学校涌津地区 P T A、涌津地区民生委員児童委員協議会、一関地区交通安全協会涌津分会、一関市花泉地域農林連絡員協議会、一関市消防団花泉地

域第2分団1～4部、花泉町婦人消防協力隊第2分隊、JAいわて平泉女性部花泉中央支部涌津支部、一関市花泉町涌津地区交通安全母の会、一関市立花泉中学校涌津地区PTA

個人（役職等）

涌津1-1区行政區長、涌津1-2区行政區長、涌津1-3区行政區長、涌津2区行政區長、涌津3区行政區長、涌津4区行政區長、涌津5区行政區長、涌津6区行政區長、涌津7区行政區長

(8) 役員

会長1人、副会長2人、理事12人、監事2人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R1	R2	R3	R4
指定管理業務収入A	利用料金収入	38	78	44	38
	事業収入	0	0	0	0
	その他の収入	109	77	105	186
	指定管理料	14,999	15,002	15,004	15,707
	計	15,146	15,157	15,153	15,931
指定管理業務支出B	人件費	9,569	11,804	12,030	10,084
	施設管理費	2,259	2,553	2,643	2,539
	事業費	63	230	270	344
	一般管理費	259	245	252	286
	計	12,150	14,832	15,195	13,253
指定管理業務収支(A-B)		2,996	325	△42	2,678

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和元年度～令和5年度実施）

(1) 青少年事業

学びの土曜塾

(2) 高齢者・女性事業

いきいき元気学級・さわやか学級

(3) 成人事業

成人学級

4 選定理由

一関市涌津市民センターの指定管理候補者として、次の理由により、涌津まちづくり協議会を選定した。

当該団体は、涌津地区において、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図りながら、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ地域課題の解決に努め、明るく豊かで住みよい地域づくりを推進することを目的として設立された涌津地区の地域協働体である。当該施設について指定管理者制度を導入した令和元年度からは指定管理者として管理運営を行っており、これまでの管理運営については、組織体制や業務内容等について健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価も良好である。

平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは市民主体の地域づくり活動を促進する上でより効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり今後の市民セ

センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第107号

一関市花泉市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市花泉市民センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市花泉町花泉字天王沢沖109番地1
モリウシ希望ネット花泉
会長 三浦文雄

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市花泉市民センター

イ 所在地

一関市花泉町花泉字天王沢沖 109 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 986.43 m²

延べ面積 450.03 m²

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

モリウシ希望ネット花泉

(2) 代表者名

会長 三 浦 文 雄

(3) 事務所の所在地

一関市花泉町花泉字天王沢沖 109 番地 1

(4) 設立年月日

平成 27 年 2 月 15 日

(5) 設立目的

協働の理念に基づいて、住民自らが地域の将来像を考え、その実現に向けて行動することにより、支え合いの仕組みが実践される住みよい地域社会を形成することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地域づくり計画の策定及び推進に関すること。

イ 地区内住民や各種団体等によるまちづくりの推進や、連絡調整に関すること。

ウ 地区課題の把握とその解決に関すること。

エ 公共団体及び各種団体への協力、受託、支援に関すること。

オ その他目的を達成するために必要なこと。

(7) 団体に属する世帯数等（令和 5 年 4 月 1 日現在）

1,019 世帯、33 団体及び 11 個人（役職等）

構成団体等

清水原集落公民館、上在郷集落会、清水集落公民館、第 3 区集落公民館、中金森集落公民館、下金森集落公民館、郷ノ目集落公民館、上中村集落公民館、下中村集落公民館、花泉駅前町内会、日向集落公民館、小山沢集落公民館、西風集落公民館、大又集落公民館、花泉地区民生児童委員協議会、花泉地域保健推進委員協議会、花泉地区福祉推進協議会、花泉地区体育協会、花泉地区自主防災会、一関市立花泉小学校花泉地区 P T A、一関市立花泉中学校花泉地区 P T A、花泉地区婦人会、花泉駅前婦人会、花泉地区老人クラブ連合会、一関市消防団花泉地域第 3 分団、花泉町婦人消防協力隊第 4 分隊、一関地区交通安全協会花泉支会花泉分会、一関地区交通安全協会花泉母の会、一関地区交通安全協会駅前母の会、J A いわて平泉農家組合協議会花泉支部、J A いわて平泉女性部花

泉中央支部花泉支部、花泉中央振興商店街協同組合、はずみ会
個人（役職等）

花泉1区行政区長、花泉2区行政区長、花泉3区行政区長、花泉4区行政区長、花泉5-1区行政区長、花泉5-2区行政区長、花泉6区行政区長、花泉7区行政区長、花泉8-1区行政区長、花泉8-2区行政区長、花泉9区行政区長

(8) 役員

会長1人、副会長2人、理事17人、監事2人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R1	R2	R3	R4
指 定 管 理 業 務 収 入 A	利用料金収入	67	24	45	60
	事業収入	0	0	0	0
	その他の収入	177	70	126	130
	指定管理料	15,183	15,598	15,603	15,944
	計	15,427	15,692	15,774	16,134
指 定 管 理 業 務 支 出 B	人件費	10,394	10,420	9,632	11,029
	施設管理費	2,188	2,231	806	902
	事業費	359	527	322	384
	一般管理費	418	479	2,281	2,524
	計	13,359	13,657	13,041	14,839
指定管理業務収支(A-B)		2,068	2,035	2,733	1,295

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和元年度～令和5年度実施）

- (1) 青少年事業
学びの土曜塾
- (2) 女性事業
趣味教養講座
- (3) 高齢者事業
花立泉学級

4 選定理由

一関市花泉市民センターの指定管理候補者として、次の理由により、モリウシ希望ネット花泉を選定した。

当該団体は、花泉地区において、協働の理念に基づいて住民自らが地域の将来像を考え、その実現に向けて行動することにより、支え合いの仕組みが実践される住みよい地域社会を形成することを目的として設立された花泉地区の地域協働体である。当該施設について指定管理者制度を導入した令和元年度からは指定管理者として管理運営を行っており、これまでの管理運営については、組織体制や事業内容等について健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価も良好である。

平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは市民主体の地域づくり活動を促進する上でより効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第108号

一関市老松市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市老松市民センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市花泉町老松字藤田274番地2
老松みどりの郷協議会
会長 阿部 信弘

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市老松市民センター

イ 所在地

一関市花泉町老松字藤田 274 番地 2

ウ 施設規模等

敷地面積 2,354.00 m²

延べ面積 499.72 m²

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

老松みどりの郷協議会

(2) 代表者名

会長 阿部 信弘

(3) 事務所の所在地

一関市花泉町老松字藤田 274 番地 2

(4) 設立年月日

平成 26 年 6 月 29 日

(5) 設立目的

豊かな住みよい地域づくりを推進する。

(6) 事業概要

ア 地域住民の参画によるまちづくりの推進に関すること。

イ 地域の活性化、福祉、健康、生活環境の改善に関すること。

ウ 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。

エ 安全・安心な地域づくりに関すること。

オ 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡協調に関すること。

カ その他目的達成のための事業に関すること。

(7) 団体に属する世帯数等（令和 5 年 4 月 1 日現在）

417 世帯、31 団体

構成団体等

蛭沢集落、四日市場集落、水沢集落、汁足集落、御組集落、佐野原集落、宿集落、藤田集落、宮沢集落、上集落、館平集落、照盛集落、小沼集落、老松地区行政区長会、老松地区民生児童委員連絡協議会、老松地区自主防災会、花泉町婦人消防協力隊第 5 分隊、老松地区体育協会、老松地区福祉推進協議会、花泉地域防犯協会老松支部、一関地区交通安全協会老松分会、花泉地域交通安全母の会老松地区会、J A いわて平泉女性部老松支部、老松地域婦人会、老松地区老人クラブ、老松柿生産組合、老松活性化同志会、老松先人顕彰太鼓保存会、老松大黒舞保存会、一関市立花泉中学校老松日形地区 P T A、一関市立花泉小学校老松日形地区 P T A

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 12 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R 1	R 2	R 3	R 4
指定管理業務収入 A	利用料金収入	41	20	37	40
	事業収入	0	0	0	0
	その他の収入	146	121	117	143
	指定管理料	14,818	15,200	15,287	15,635
	計	15,005	15,341	15,441	15,818
指定管理業務支出 B	人件費	10,132	11,038	11,301	11,569
	施設管理費	2,367	2,366	2,267	2,603
	事業費	283	309	326	409
	一般管理費	315	307	306	372
	計	13,097	14,020	14,200	14,953
指定管理業務収支(A-B)		1,908	1,321	1,241	865

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和元年度～令和 5 年度実施）

- (1) 青少年事業
学びの土曜塾
- (2) 女性事業
女性生活学級、おいまつベビママクラス
- (3) 高齢者事業
ひょうたん学級

4 選定理由

一関市老松市民センターの指定管理候補者として、次の理由により、老松みどりの郷協議会を選定した。

当該団体は、老松地区において、豊かな住みよい地域づくりを推進することを目的として設立された老松地区の地域協働体である。当該施設について指定管理者制度を導入した令和元年度からは指定管理者として管理運営を行っており、これまでの管理運営については、組織体制や事業内容等について健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価も良好である。

平成 31 年 4 月に策定した第 2 次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは市民主体の地域づくり活動を促進する上でより効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

議案第109号

一関市日形市民センター及び花泉農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市日形市民センター
花泉農村集落多目的共同利用施設
- 2 指定管理者となる団体
一関市花泉町日形字井戸沢38番地2
日花里の郷日形
会長 吉田政継
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
一関市日形市民センター	一関市花泉町日形字井戸沢 38 番地 2	敷地面積 2,714.07 m ²
花泉農村集落多目的共同利用施設		延べ面積 644.67 m ²
一関市日形市民センター日形体育館	一関市花泉町日形字町裏 131 番地	敷地面積 651.40 m ²
		延べ面積 424.44 m ²

備考 一関市日形市民センターと花泉農村集落多目的共同利用施設は、同一の施設である。

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市日形市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
花泉農村集落多目的共同利用施設	広く市民の利用に供することにより、経営や生活の改善合理化、健康増進及び地域連帯感の醸成に寄与するため。
一関市日形市民センター日形体育館	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

日花里の郷日形

(2) 代表者名

会長 吉田政継

(3) 事務所の所在地

一関市花泉町日形字井戸沢 38 番地 2

(4) 設立年月日

平成 27 年 2 月 25 日

(5) 設立目的

地区民が協力しあい、明るく豊かで住みよい日形地区をめざし、地区内の各種団体等との協働による地域づくりをすすめる、地域課題の解決と地区の発展、活性化を推進する。

(6) 事業概要

- ア 地域住民等の参画による地域づくりの推進に関する事。
- イ 地域の活性化、産業振興に関する事。
- ウ 福祉・健康・生活環境の改善に関する事。
- エ 教育・文化の向上と生涯学習・生涯スポーツに関する事。
- オ 防犯防災・交通安全の推進に関する事。
- カ 地区内の各種団体等の活性化、及び各種団体相互の連絡協調に関する事。
- キ 地区内組織構成員の参画と情報の共有、並びに協働の推進等に関する事。
- ク その他本会の目的達成に必要な事。

(7) 団体に属する世帯数等（令和 5 年 4 月 1 日現在）

258 世帯、24 団体及び 7 個人（役職等）

構成団体等

小野集落公民館、町裏集落公民館、高井集落公民館、八雲集落公民館、中通集落公民館、上通集落公民館、中神自治会、払田自治会、日形自主防災会、日形地区体育協会、日形婦人会、J Aいわて平泉女性部日形支部、クラブひかた、日形地区福祉推進協議会、日形地区民生児童委員連絡協議会、一関市立花泉小学校老松日形地区PTA、一関市立花泉中学校老松日形地区PTA、花泉地域防犯協会日形支部、花泉町婦人消防協力隊第6分隊、一関地区交通安全協会日形分会、日形生産森林組合、日形営農組合、日防会、日花里保全振興会

個人（役職等）

日形1区行政区長、日形2区行政区長、日形3区行政区長、日形4-1区行政区長、日形4-2区行政区長、日形5区行政区長、日形6区行政区長

(8) 役員

会長1人、副会長2人、理事11人、監事2人

(9) これまでの指定管理業務の収支

ア 一関市日形市民センター

(単位：千円)

		R1	R2	R3	R4
指定管理業務収入A	利用料金収入	54	31	38	84
	事業収入	0	0	0	0
	その他の収入	82	33	36	114
	指定管理料	14,987	15,651	15,650	16,014
	計	15,123	15,715	15,724	16,212
指定管理業務支出B	人件費	9,379	11,144	9,875	10,372
	施設管理費	2,398	2,047	3,014	2,780
	事業費	274	232	190	260
	一般管理費	287	221	236	292
	計	12,338	13,644	13,315	13,704
指定管理業務収支(A-B)		2,785	2,071	2,409	2,508

イ 一関市日形市民センター日形体育館

(単位：千円)

		R1	R2	R3	R4
指定管理業務収入A	利用料金収入	0	0	0	2
	事業収入	0	0	0	0
	その他の収入	0	0	0	0
	指定管理料	320	327	328	333
	計	320	327	328	335
指定管理業務支出B	人件費	23	0	23	26
	施設管理費	219	169	143	149
	事業費	0	0	0	0
	一般管理費	0	0	0	0
	計	242	169	166	175
指定管理業務収支(A-B)		78	158	162	160

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和元年度～令和5年度実施）

(1) 青少年事業

学びの土曜塾

(2) 成人・女性・高齢者事業

日形がくえん

4 選定理由

一関市日形市民センター、花泉農村集落多目的共同利用施設及び一関市日形市民センター日形体育館の指定管理候補者として、次の理由により、日花里の郷日形を選定した。

当該団体は、地区民が協力しあい、明るく豊かで住みよい日形地区をめざし、地区内の各種団体等との協働による地域づくりを進め、地域課題の解決と地区の発展、活性化を推進することを目的として設立された日形地区の地域協働体である。当該施設について指定管理者制度を導入した令和元年度からは指定管理者として管理運営を行っており、これまでの管理運営については、組織体制や事業内容等について健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価も良好である。

平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは市民主体の地域づくり活動を促進する上でより効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市日形市民センター及び花泉農村集落多目的共同利用施設にあつては、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

一関市日形市民センター日形体育館にあつては、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。

議案第110号

一関市日形市民センター日形体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市日形市民センター日形体育館

- 2 指定管理者となる団体
一関市花泉町日形字井戸沢38番地2
日花里の郷日形
会長 吉田 政 継

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第111号

一関市興田市民センター興田体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市興田市民センター興田体育館
- 2 指定管理者となる団体
一関市大東町鳥海字細田19番地2
興田地区振興会
会長 佐藤幸平
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
一関市興田市民センター興田体育館	一関市大東町鳥海字川又 4 番地	敷地面積 659.65 m ² 延べ面積 534.00 m ²
伊勢館公園テニスコート	一関市大東町鳥海字細田 15 番地 1	敷地面積 2,000.00 m ²
伊勢館公園野球場	一関市大東町鳥海字清水 22 番地	敷地面積 10,900.00 m ²

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市興田市民センター興田体育館	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
伊勢館公園テニスコート	市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与するため。
伊勢館公園野球場	

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

興田地区振興会

(2) 代表者名

会長 佐藤 幸平

(3) 事務所の所在地

一関市大東町鳥海字細田 19 番地 2

(4) 設立年月日

平成 20 年 7 月 13 日

(5) 設立目的

興田地区に住んでいる住民自らが、地域の現状や課題を話し合い、協力して課題解決に取り組み、いきいきと安心して暮らせる住みよい地域社会を構築することを目的とする。

(6) 事業概要

- ア コミュニティに関すること。
- イ 教育、子育て、文化に関すること。
- ウ 健康、福祉に関すること。
- エ 産業振興に関すること。
- オ 安心、安全、環境に関すること。
- カ 一関市興田市民センター等の指定管理に関すること。
- キ その他本会の目的達成のために必要なこと。

(7) 団体に属する世帯数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

1,161 世帯、35 団体

構成団体等

八日町町内会、前田野自治会、大住自治会、向山自治会、天狗田自治会、下沖田公民館、沖田自治会、小西自治会、鳥海自治会、小森自治会、前畑自治会、丑石自治会、市之通自治会、野田自治会、遅沢自治会、京津畑自治会、中川地域振興協議会、下中川自治会、興田地区行政区長会、東磐井地区交通安全協会興田分会、興田婦人会、興田地区食生活改善推進員協議会、興田体育協会、興

田地区老人クラブ、興田小学校PTA、興田保育園父母の会、興田スポーツ少年団育成会、いわて平泉農業協同組合女性部大東中央支部興田支部、興田農家組合、興田地区福祉活動推進協議会、興田地区民生児童委員協議会、一関市消防団大東第2分団、興田防犯協会、興田芸術文化協会、興田史談会

(8) 役員

会長1人、副会長2人、理事35人、監事2人

(9) これまでの指定管理業務の収支

ア 一関市興田市民センター興田体育館

(単位：千円)

		R3	R4
指定管理業務収入A	利用料金収入	69	62
	事業収入	0	0
	その他の収入	0	0
	指定管理料	95	95
	計	164	157
指定管理業務支出B	人件費	0	0
	施設管理費	65	155
	事業費	0	0
	一般管理費	0	0
	計	65	155
指定管理業務収支(A-B)		99	2

イ 伊勢館公園テニスコート

(単位：千円)

		R3	R4
指定管理業務収入A	利用料金収入	13	10
	事業収入	0	0
	その他の収入	0	0
	指定管理料	570	570
	計	583	580
指定管理業務支出B	人件費	0	0
	施設管理費	447	453
	事業費	0	0
	一般管理費	0	0
	計	447	453
指定管理業務収支(A-B)		136	127

ウ 伊勢館公園野球場

(単位：千円)

		R3	R4
指定管理業務収入A	利用料金収入	5	9
	事業収入	0	0
	その他の収入	0	0
	指定管理料	0	0
	計	5	9
指定管理業務支出B	人件費	0	0
	施設管理費	0	0
	事業費	0	0
	一般管理費	0	0
	計	0	0
指定管理業務収支(A-B)		5	9

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和3年度～令和5年度実施）

なし

4 選定理由

一関市興田市民センター興田体育館、伊勢館公園テニスコート及び伊勢館公園野球場の指定管理候補者として、次の理由により、興田地区振興会を選定した。

当該団体は、興田地区に住んでいる住民自らが、地域の現状や課題を話し合い、協力して課題解決に取り組み、いきいきと安心して暮らせる住みよい地域社会を構築することを目的に設置された興田地区の地域協働体である。当該施設について指定管理者制度を導入した令和3年度からは指定管理者として管理運営を行っており、これまでの管理運営については、組織体制や業務内容等について健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価も良好である。

一関市興田市民センター興田体育館については、平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは市民主体の地域づくり活動を促進する上でより効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者を選定した。

伊勢館公園テニスコート及び伊勢館公園野球場については、市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与することを目的とする施設であり、当該団体が管理運営している興田市民センターと一体的な管理運営をすることにより効果的、効率的な運営が図られることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「オ 既に指定管理者による施設管理が行われている施設と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者を選定した。

指定期間については、一関市興田市民センター興田体育館及び伊勢館公園テニスコートにあつては、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期基本計画に基づく先導的な取組による施設の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。

伊勢館公園野球場にあつては、長期の指定期間を設定することにより安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第112号

伊勢館公園テニスコートの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
伊勢館公園テニスコート
- 2 指定管理者となる団体
一関市大東町鳥海字細田19番地2
興田地区振興会
会長 佐藤幸平
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第113号

伊勢館公園野球場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
伊勢館公園野球場
- 2 指定管理者となる団体
一関市大東町鳥海字細田19番地2
興田地区振興会
会長 佐藤幸平
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第114号

一関市猿沢市民センター等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市猿沢市民センター
大東農村環境改善センター
猿沢伝承交流館
- 2 指定管理者となる団体
一関市大東町猿沢字板倉57番地1
猿沢地区振興会
会長 菊地昌斉
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
一関市猿沢市民センター	一関市大東町猿沢字板倉 57 番地 1	敷地面積 1,941.10 m ²
大東農村環境改善センター		延べ面積 999.17 m ²
猿沢伝承交流館	一関市大東町猿沢字板倉 73 番地	敷地面積 1,862.70 m ² 延べ面積 597.86 m ²
一関市猿沢市民センター猿沢体育館	一関市大東町猿沢字上ノ洞 22 番地	敷地面積 1,029.88 m ² 延べ面積 968.67 m ²

備考 一関市猿沢市民センターと大東農村環境改善センターは、同一の施設である。

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市猿沢市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
大東農村環境改善センター	農業経営及び農家生活の改善合理化、住民の健康増進、地域連帯感の醸成等を図り、生産と生活の場の環境整備を組織的に推進し、健全な地域社会をつくるため。
猿沢伝承交流館	伝統文化の保存、伝承及び農業振興並びに住民の交流促進により地域の活性化を図るため。
一関市猿沢市民センター猿沢体育館	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

猿沢地区振興会

(2) 代表者名

会長 菊地昌斉

(3) 事務所の所在地

一関市大東町猿沢字板倉 57 番地 1

(4) 設立年月日

平成 27 年 2 月 15 日

(5) 設立目的

猿沢地区における産業の振興、生活環境、公共施設等の整備計画を住民参加の基に推進することにより、猿沢地区の住民生活の一層の充実を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

- ア 猿沢地区協働のまちづくりの推進
- イ 医療、福祉、文教施設等の環境整備事業の推進
- ウ 地域課題の解決に向けての協議及び事業の推進
- エ その他必要な事項

(7) 団体に属する世帯数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

589 世帯、31 団体等

構成団体等

猿沢一区自治会、猿沢中央自治会、峠自治会、寒七自治会、新渡戸振興会、大畑自治会、台ヶ丘自治会、下猿沢自治会、清水川自治会、長沢自治会、猿沢地区行政区長会、猿沢地区自治会等連絡協議会、猿沢婦人会、猿沢地区老人クラブ連合会、猿沢地区老人福祉施設、猿沢地区福祉活動推進協議会、猿沢体育協会、猿沢スポーツ少年団父母の会、猿沢保育園父母の会、猿沢小学校PTA、猿沢地区民生児童委員協議会、東磐井地区交通安全協会猿沢分会、一関市消防団大東第4分団、猿沢史談会、神楽保存会、中山間猿沢集落直接支払制度運営協議会、猿沢地区芸術文化協会、猿沢生産森林組合、猿沢地区農家組合連絡協議会、猿沢地区広域協定運営委員会、大東岩手ライオンズクラブ会員

(8) 役員

会長1人、副会長2人、理事23人以内、監事2人

(9) これまでの指定管理業務の収支

ア 一関市猿沢市民センター（大東農村環境改善センター）

(単位：千円)

		R1	R2	R3	R4
指定管理業務収入A	利用料金収入	156	108	116	137
	事業収入	0	0	0	0
	その他の収入	351	214	255	1,402
	指定管理料	16,405	16,338	16,872	16,982
	計	16,912	16,660	17,243	18,521
指定管理業務支出B	人件費	10,367	12,011	12,636	12,866
	施設管理費	3,274	3,046	3,265	3,237
	事業費	141	144	377	600
	一般管理費	15	18	938	1,025
	計	13,797	15,219	17,216	17,728
指定管理業務収支(A-B)		3,115	1,441	27	793

イ 一関市猿沢市民センター猿沢体育館

(単位：千円)

		R1	R2	R3	R4
指定管理業務収入A	利用料金収入	5	22	44	53
	事業収入	0	0	0	0
	その他の収入	0	0	0	0
	指定管理料	731	731	610	818
	計	736	753	654	871
指定管理業務支出B	人件費	0	0	0	0
	施設管理費	657	607	638	862
	事業費	0	0	0	0
	一般管理費	0	0	0	0
	計	657	607	638	862
指定管理業務収支(A-B)		79	146	16	9

ウ 猿沢伝承交流館

(単位：千円)

		R1	R2	R3	R4
指定管理業務収入A	利用料金収入	38	24	22	29
	事業収入	0	0	0	0
	その他の収入	0	0	0	0
	指定管理料	555	667	640	555
	計	593	691	662	584
指定管理業務支出B	人件費	0	0	0	0
	施設管理費	477	609	632	478
	事業費	0	0	0	0
	一般管理費	0	0	0	0
	計	477	609	632	478
指定管理業務収支(A-B)		116	82	30	106

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和元年度～令和5年度実施）

(1) 青少年事業

学びの土曜塾、少年少女教室、家庭教育学級

(2) 成人事業

室蓬カレッジ郷土史講座、いきがづくり講座、自治会婦人講座

(3) 高齢者事業

金婚を祝う会、寿学園

4 選定理由

一関市猿沢市民センター、大東農村環境改善センター、猿沢伝承交流館及び一関市猿沢市民センター猿沢体育館の指定管理候補者として、次の理由により、猿沢地区振興会を選定した。

当該団体は、猿沢地区における産業の振興、生活環境、公共施設等の整備計画を住民参加の基に推進することにより、猿沢地区の住民生活の一層の充実を図ることを目的として設立された猿沢地区の地域協働体である。当該施設について指定管理者制度を導入した令和元年度からは指定管理者として管理運営を行っており、これまでの管理運営については、組織体制や業務内容等について健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価も良好である。

平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは市民主体の地域づくり活動を促進する上でより効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市猿沢市民センター、大東農村環境改善センター及び猿沢伝承交流館にあっては、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

一関市猿沢市民センター猿沢体育館にあっては、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。

議案第115号

一関市猿沢市民センター猿沢体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市猿沢市民センター猿沢体育館
- 2 指定管理者となる団体
一関市大東町猿沢字板倉57番地1
猿沢地区振興会
会長 菊地昌斉
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第116号

一関勤労青少年ホーム及び一関市女性センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関勤労青少年ホーム
一関市女性センター
- 2 指定管理者となる団体
一関市大手町2番16号
特定非営利活動法人一関文化会議所
理事長 内田正好
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
一関勤労青少年ホーム	一関市田村町 3 番 20 号	敷地面積 1,438.54 m ² 延べ面積 941.04 m ²
一関市女性センター	一関市城内 4 番 22 号	敷地面積 795.08 m ² 延べ面積 662.50 m ²

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関勤労青少年ホーム	勤労青少年の保護及び福祉の増進を図り、その健全な育成と労働生産性の向上に資するため。
一関市女性センター	勤労女性の福祉の増進を図り、その健全な育成と労働生産性の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

特定非営利活動法人一関文化会議所

(2) 代表者名

理事長 内 田 正 好

(3) 事務所の所在地

一関市大手町 2 番 16 号

(4) 設立年月日

平成 13 年 2 月 23 日（特定非営利活動法人認証年月日）

(5) 設立目的

地域の特色ある文化を育み、潤いと安らぎのある郷土を創るため、一関市民が行う文化活動の推進及び支援に関する事業を行い、もって市民の生活文化の向上に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

- ア 地域芸術文化の推進に関する事業
- イ 地域文化活動に対する奨励事業
- ウ 文化的な魅力あるまちづくりに関する提言事業
- エ 文化及び教育に関する事業
- オ 公共施設の管理運営受託事業

(7) 会員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

正会員 個人会員 56 人、団体会員 4 団体
賛助会員 個人会員 34 人、団体会員 1 団体

(8) 役員

理事長 1 人、副理事長 1 人、専務理事 2 人、理事 14 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

ア 一関勤労青少年ホーム

(単位：千円)

		R3	R4
指定管理業務収入A	利用料金収入	0	0
	事業収入	0	0
	その他の収入	0	0
	指定管理料	16,162	16,079
	計	16,162	16,079
指定管理業務支出B	人件費	11,286	11,567
	施設管理費	2,606	2,133
	事業費	2,270	2,379
	一般管理費	0	0
	計	16,162	16,079
指定管理業務収支(A-B)		0	0

イ 一関市女性センター

(単位：千円)

		R3	R4
指定管理業務収入A	利用料金収入	0	0
	事業収入	0	0
	その他の収入	0	0
	指定管理料	20,191	20,070
	計	20,191	20,070
指定管理業務支出B	人件費	16,910	16,271
	施設管理費	2,459	2,976
	事業費	822	823
	一般管理費	0	0
	計	20,191	20,070
指定管理業務収支(A-B)		0	0

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和3年度～5年度実施）

(1) 一関勤労青少年ホーム

- ア 定期講座（前期・後期）
- イ 短期講座
- ウ 小学生等施設開放事業

(2) 一関市女性センター

- ア 定期講座（春季・秋季）
- イ 特別講座
- ウ 相談事業

4 選定理由

一関勤労青少年ホーム及び一関市女性センターの指定管理候補者として、次の理由により、特定非営利活動法人一関文化会議所を選定した。

当該団体は、市民の文化活動の推進及び支援に関する事業を行い、市民の生活文化の向上に寄与することを目的とする特定非営利活動法人である。当該2施設の管理運営を、当該施設に指定管理者制度を導入した平成20年度から行っており、市民のニーズを踏まえた事業の企画運営、各種講座の開催及び各種事業における施設の相互利用などが実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好で、引き続き利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

一関勤労青少年ホームは、勤労青少年の保護及び福祉の増進を図り、その健全な育成と労働生産性の向上を目的とした施設、一関市女性センターは、勤労女性の福祉の増進を図り、その健全な育成と労働生産性の向上を目的とした施設である。公共的役割を担っている当該団体が管理運営することにより、施設の効果的・効率的な管理運営が図られると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であり、令和6年度末で廃止する予定であることから、令和6年度までの1年間とする。

議案第117号

藤沢スポーツランドの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
藤沢スポーツランド
- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町新沼字西風40番地
藤沢町モータースポーツ協会
会長 近江育夫
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

藤沢スポーツランド

イ 所在地

一関市藤沢町新沼字西風 40 番地

ウ 施設規模等

敷地面積 113,591.44 m²

延べ面積 196.94 m²

(2) 設置目的

地域の振興と市民の健康の増進に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

藤沢町モータースポーツ協会

(2) 代表者名

会長 近 江 育 夫

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町新沼字西風 40 番地

(4) 設立年月日

平成 3 年 2 月 27 日

(5) 設立目的

モータースポーツの普及発展と向上を図り、青少年の育成と地域振興に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア モータースポーツの普及

イ 各種モータースポーツ大会の支援

ウ 施設などの管理受託

エ その他協会の目的達成に必要な事項

(7) 団体に属する会員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

27 人

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 7 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R3	R4
業務収入 A	利用料金収入	3,047	3,930
	事業収入	0	0
	その他の収入	622	1,038
	指定管理料	2,071	2,082
	計	5,740	7,050
業務支出 B	人件費	1,438	1,326
	施設管理費	3,357	4,260
	事業費	159	339
	一般管理費	76	15
	計	5,030	5,940
指定管理業務収支(A-B)		710	1,110

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和3年度～令和5年度実施）

モータースポーツの普及や大会の支援等

4 選定理由

藤沢スポーツランドの指定管理候補者として、次の理由により、藤沢町モータースポーツ協会を選定した。

当該団体は、モータースポーツの普及発展と向上を図り、青少年の育成と地域振興に寄与することを目的に設立された団体である。当該施設の管理運営を平成18年度から行っており、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

当該施設は、全国規模の大会等が開催されるモトクロスコースとして競技者等に利用されており、施設内の施設の特殊性を熟知している当該団体が管理することにより、利用者のニーズを捉えた対応が図られ、モータースポーツの普及発展と地域振興に寄与すると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「エ 施設の設置趣旨と団体の事業活動の全部又は一部が密接と認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。

議案第118号

大東児童クラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
大東児童クラブ

- 2 指定管理者となる団体
一関市大東町摺沢字上塚ノ沢21番地1
大東児童クラブ運営委員会
運営委員長 亀卦川 優 治

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

大東児童クラブ

イ 所在地

一関市大東町摺沢字上塚ノ沢 21 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 463.24 m²

延べ面積 89.25 m²

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

大東児童クラブ運営委員会

(2) 代表者名

運営委員長 亀卦川 優 治

(3) 事務所の所在地

一関市大東町摺沢字上塚ノ沢 21 番地 1

(4) 設立年月日

平成 24 年 11 月 5 日

(5) 設立目的

大東地域内の小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に放課後児童クラブを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 大東児童クラブの使用許可に関する業務

イ 児童の健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

20 人

(8) 役員

運営委員長 1 人、副委員長 1 人、運営委員 5 人、監事 3 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R3	R4
指定管理業務 収入 A	利用料金収入	4,070	4,098
	事業収入	0	0
	その他の収入	207	956
	指定管理料	10,893	12,577
	計	15,170	17,631
指定管理業務 支出 B	人件費	13,111	15,444
	施設管理費	497	1,095
	事業費	398	291
	一般管理費	1,164	801
	計	15,170	17,631
指定管理業務収支(A-B)		0	0

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和3年度～令和5年度実施）

放課後児童クラブ

4 選定理由

大東児童クラブの指定管理候補者として、次の理由により、大東児童クラブ運営委員会を選定した。

当該団体は、当該施設の管理運営を行うため設立された団体であり、当該施設の設置当初の平成25年度から当該施設の管理運営を行っている。これまでの管理運営については、放課後児童に安全な生活の場を提供するほか、児童の情操を養うことを目的として季節に応じた様々な行事を自主的に実施するなど、積極的な運営を行っており、経費節減に努め、管理に係る収支も健全であり評価できる。

また、当該施設の利用者は専らその地域の児童であり、地域住民で組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じたきめ細かな対応が可能になることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第119号

川崎児童クラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
川崎児童クラブ

- 2 指定管理者となる団体
一関市川崎町薄衣字泉台50番地
川崎児童クラブ運営委員会
運営委員長 菊地 七郎

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

川崎児童クラブ

イ 所在地

一関市川崎町薄衣字泉台 50 番地

ウ 施設規模等

敷地面積 200.00 m²

延べ面積 152.60 m²

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

川崎児童クラブ運営委員会

(2) 代表者名

運営委員長 菊 地 七 郎

(3) 事務所の所在地

一関市川崎町薄衣字泉台 50 番地

(4) 設立年月日

平成 24 年 10 月 30 日

(5) 設立目的

川崎小学校に在籍する児童で、保護者が共働き等のため、下校後家庭に保護者が不在となる児童あるいは、これに準ずる児童の保護と、健全育成を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 川崎児童クラブの使用許可に関する業務

イ 児童の保育及び健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

9 人

(8) 役員

運営委員長 1 人、副運営委員長 1 人、会計監事 2 人、運営委員 4 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R3	R4
指定管理業務収入 A	利用料金収入	3,420	2,499
	事業収入	0	0
	その他の収入	998	3,124
	指定管理料	9,246	11,409
	計	13,664	17,032
指定管理業務支出 B	人件費	11,622	15,302
	施設管理費	605	678
	事業費	676	267
	一般管理費	761	686
	計	13,664	16,933
指定管理業務収支(A-B)		0	99

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和3年度～令和5年度実施）

放課後児童クラブ

4 選定理由

川崎児童クラブの指定管理候補者として、次の理由により、川崎児童クラブ運営委員会を選定した。

当該団体は、当該施設の管理運営を行うため設立された団体であり、当該施設の設置当初の平成25年度から当該施設の管理運営を行っている。これまでの管理運営については、放課後児童に安全な生活の場を提供するほか、児童の情操を養うことを目的として季節に応じた様々な行事を自主的に実施するなど、積極的な運営を行っており、経費節減に努め、管理に係る収支も健全であり評価できる。

また、当該施設の利用者は専らその地域の児童であり、地域住民で組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じたきめ細かな対応が可能になることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第120号

一関市生活支援ハウスむろね苑の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市生活支援ハウスむろね苑

- 2 指定管理者となる団体
一関市室根町折壁字八幡沖119番地
社会福祉法人室根孝養会
理事長 佐藤好彦

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市生活支援ハウスむろね苑

イ 所在地

一関市室根町折壁字向山 67 番地 3

ウ 施設規模等

敷地面積 2,587.99 m²

延べ面積 397.04 m²

(2) 設置目的

高齢者に対し、居住機能、介護支援機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援し、もって高齢者福祉の増進に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

社会福祉法人室根孝養会

(2) 代表者名

理事長 佐藤 好彦

(3) 事務所の所在地

一関市室根町折壁字八幡沖 119 番地

(4) 設立年月日

平成 4 年 5 月 25 日

(5) 設立目的

多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して、総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 第一種社会福祉事業（特別養護老人ホーム孝養ハイツの設置経営）

イ 第二種社会福祉事業

(ア) 老人デイサービス事業（孝養ハイツデイサービスセンター）の設置経営

(イ) 老人短期入所事業（孝養ハイツ短期入所生活介護事業所）の設置経営

(ウ) 老人居宅介護等事業（孝養ハイツホームヘルパーステーション）の設置経営

(エ) 認知症対応型老人共同生活援助事業（孝養ハイツグループホーム）の設置経営

ウ 公益事業

(ア) 居宅介護支援事業（孝養ハイツ居宅介護支援事業所）の設置経営

(イ) 一関市生活支援ハウスむろね苑の受託経営

(7) 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

115 人

(8) 役員（令和 5 年 4 月 1 日現在）

理事（理事長を含む。）7 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R 1	R 2	R 3	R 4
指定管理業務収入 A	利用料金収入	0	0	75	522
	事業収入	1,329	704	883	993
	その他の収入	0	0	0	220
	指定管理料	9,400	9,400	9,400	9,400
	計	10,729	10,104	10,358	11,135
指定管理業務支出 B	人件費	9,248	9,234	9,209	9,158
	施設管理費	2,001	1,727	1,825	2,068
	事業費	0	0	0	0
	一般管理費	696	865	522	395
	計	11,945	11,826	11,556	11,621
指定管理業務収支(A-B)	△ 1,216	△ 1,722	△ 1,198	△ 486	

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和元年度～令和5年度）

生活支援サービスの提供

4 選定理由

一関市生活支援ハウスむろね苑の指定管理候補者として、次の理由により、社会福祉法人室根孝養会を選定した。

当該施設は、高齢者に対し、居住機能、介護支援機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援し、もって高齢者福祉の増進に資することを目的に設置された施設であり、本市における高齢者福祉に係る地域資源として、重要な施設となっている。

当該団体は、平成 18 年度から当該施設の指定管理者として管理運営を行ってきたところであり、これまでの当該施設に係る管理運営は良好であった。当該施設に隣接する介護保険施設等を運営していることから、隣接施設との連携により、介護支援機能や交流機能が総合的に提供されることが期待されるため、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第121号

千厩新町にぎわい交流施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
千厩新町にぎわい交流施設

- 2 指定管理者となる団体
一関市千厩町千厩字町浦9番地13
協同組合千厩新町振興会
理事長 及川秀樹

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

千厩新町にぎわい交流施設

イ 所在地

一関市千厩町千厩字町 210 番地

ウ 施設規模等

敷地面積 1,037.82 m²

延べ面積 193.77 m²

(2) 設置目的

地域情報の発信、地場製品の普及及び人々の交流を促進し、地域の活性化に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

協同組合千厩新町振興会

(2) 代表者名

理事長 及 川 秀 樹

(3) 事務所の所在地

一関市千厩町千厩字町浦 9 番地 13

(4) 設立年月日

平成 3 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的な地位の向上を図る。

(6) 事業概要

ア 組合員の取扱品の販売促進を図るための共同売出し、共同宣伝

イ 街路灯、駐車場等組合員及び一般公衆の利便を図るための事業

ウ 商店街近代化事業に係る調査研究

エ 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

オ 組合員の福利厚生に関する事業

カ 前各号の事業に附帯する事業

(7) 組合員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

25 人

(8) 役員

理事長 1 人、理事 8 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R3	R4
指定管理業務 収入 A	利用料金収入	1,082	1,080
	事業収入	0	0
	その他の収入	363	378
	指定管理料	0	0
	計	1,445	1,458
指定管理業務 支出 B	人件費	0	0
	施設管理費	1,302	1,375
	事業費	0	0
	一般管理費	0	0
	計	1,302	1,375
指定管理業務収支(A-B)		143	83

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和3年度～令和5年度まで）

なし

4 選定理由

千厩新町にぎわい交流施設の指定管理候補者として、次の理由により、協同組合千厩新町振興会を選定した。

当該団体は、当該施設に指定管理者制度を導入した平成17年度から当該施設の管理運営を行っており、適切な管理運営、経費の節減及び利用者サービスの向上に努め、これまでの管理運営に対する評価は良好で、今後も利用者ニーズに沿った運営が期待できる。

また、当該施設については、地域情報の発信、地場製品の普及及び人々の交流を促進し千厩地域の中心商店街の活性化を図る上で、「せんまや夜市」の運営に関し中核的な役割を担っている当該団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「エ 施設の設置趣旨と団体の事業活動の全部又は一部が密接と認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第122号

川崎農村女性の家いぶき会館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
川崎農村女性の家いぶき会館
- 2 指定管理者となる団体
一関市川崎町薄衣字赤柴101番地3
赤柴自治会
会長 千葉敬徳
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

川崎農村女性の家いぶき会館

イ 所在地

一関市川崎町薄衣字天蔵 1 番地 7

ウ 施設規模

敷地面積 933.64 m²

延べ面積 283.71 m²

(2) 設置目的

住民の学習の場として知識と技術の習得により生活改善を図り、健全な地域社会を形成するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

赤柴自治会

(2) 代表者名

会長 千葉 敬 徳

(3) 事務所の所在地

一関市川崎町薄衣字赤柴 101 番地 3

(4) 設立年月日

昭和 54 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

明るい、豊かな、住みよい地域を造ることをめざして、連携を深め、自治活動を盛り立て、かつ、行政との連携を密にして、地域社会の向上を図る。

(6) 事業概要

自治会活動事業全般

ア 生活の向上及び生活環境の改善に関すること。

イ 産業の振興に関すること。

ウ 教育、文化活動及び住民の健康増進に関すること。

エ その他共同作業、視察会、研修、行政への意向伝達に関すること。

(7) 団体に属する世帯数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

55 世帯

(8) 役員

会長 1 人、副会長 1 人、会計 1 人、書記 1 人、部長 4 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R3	R4
指定管理業務収入 A	利用料金収入	164	172
	事業収入	0	0
	その他の収入	150	150
	指定管理料	513	516
	計	827	838
指定管理業務支出 B	人件費	60	60
	施設管理費	813	759
	事業費	0	0
	一般管理費	0	0
	計	873	819
指定管理業務収支(A-B)		△ 46	19

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和3年度～令和5年度実施）

なし

4 選定理由

川崎農村女性の家いぶき会館の指定管理候補者として、次の理由により、赤柴自治会を選定した。

当該施設は、住民の学習の場として知識と技術の習得により生活改善を図り、健全な地域社会を形成することを目的に、昭和55年3月に設置された施設であり、地域の活動拠点施設として生活環境の改善、教育・文化活動、住民の健康増進のための施設、さらには大豆等の農産物の加工施設として利用されている。

当該団体は、当該施設に指定管理者制度を導入した平成22年度から当該施設の管理運営を行っており、適切な施設運営に努め、これまでの管理運営に対する評価は良好で、今後も安定的な管理運営が期待できる。

また、当該施設は、地元の自治会や農産加工グループ等の利用が多く、地域に密着した施設であり、経験を有している地元の自治会が管理運営することが最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。

議案第123号

藤沢有機肥料センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
藤沢有機肥料センター
- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町黄海字山谷122番地
株式会社若葉
代表取締役 橋本友厚
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

藤沢有機肥料センター

イ 所在地

一関市藤沢町黄海字山谷 122 番地

ウ 施設規模等

敷地面積 15,510.00 m²

延べ面積 5,100.62 m²

(2) 設置目的

家畜排せつ物等の適正な処理を推進し、資源として循環利用を図るため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

株式会社若葉

(2) 代表者名

代表取締役 橋本友厚

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町黄海字山谷 122 番地

(4) 設立年月日

平成 17 年 8 月 4 日

(5) 設立目的

施設の管理運営を行い、家畜排せつ物の処理及び堆肥製造に関する業務及びそれらに附帯する業務を営むことを目的とする。

(6) 事業概要

ア 畜糞尿、汚泥及び食品廃棄物の収集、運搬及び中間処理に関する業務

イ 堆肥の製造及び販売に関する業務

ウ 農畜産物の生産、加工及び販売に関する業務

エ 前各号に附帯する一切の業務

(7) 従業員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

7 人

(8) 役員

代表取締役 1 人 取締役 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R3	R4
指定管理業務収入 A	利用料金収入	66,579	61,774
	事業収入	10,350	14,037
	その他の収入	2,508	2,861
	指定管理料	0	0
	計	79,437	78,672
指定管理業務支出 B	人件費	25,769	25,723
	施設管理費	31,073	41,573
	事業費	0	0
	一般管理費	5,333	5,014
	計	62,175	72,310
指定管理業務収支(A-B)		17,262	6,362

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和3年度～令和5年度実施）

なし

4 選定理由

藤沢有機肥料センターの指定管理候補者として、次の理由により、株式会社若葉を選定した。

当該団体は、家畜排せつ物等の産業廃棄物の処分業及び収集運搬業の許可を受けた団体であり、堆肥製造についても優れたノウハウを有している。当該施設に指定管理者制度を導入した平成18年度から指定管理者として管理運営を行い、これまでの実績は良好である。

当該施設を引き続き管理運営することにより今後も地域の農畜産業への貢献が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「カ 公募により指定を受けた指定管理者による管理運営が良好で、地域振興に貢献していると認められる団体に係る更新（1回に限る。）の場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者を選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第124号

北上川交流センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
北上川交流センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市川崎町薄衣字諏訪前130番地2
特定非営利活動法人北上川サポート協会
理事長 伊藤博人

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

北上川交流センター

イ 所在地

一関市川崎町薄衣字如来地 100 番地 1

ウ 施設規模等

延べ面積 799.33 m² (敷地所有者は、国土交通省であり河川区域)

(2) 設置目的

一関市の親水並びに地域間の交流連携の拠点施設として、親水活動及び北上川流域等の交流連携の推進を図り、地域の活性化に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

特定非営利活動法人北上川サポート協会

(2) 代表者名

理事長 伊 藤 博 人

(3) 事務所の所在地

一関市川崎町薄衣字諏訪前 130 番地 2

(4) 設立年月日

平成 16 年 3 月 12 日

(5) 設立目的

北上川の河川空間を利用するすべての住民に対し、河川空間の積極的な活用と創造に関する事業を行い、流域の交流と連携及び地域の活性化に寄与することを目的として、①まちづくりの推進を図る活動、②子どもの健全育成を図る活動、③学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、④環境の保全を図る活動、⑤災害救援活動、⑥その他、この法人が認めた不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動を行うことを目的とする。

(6) 事業概要

ア 安全で安らぎのある水辺空間の創造に関する事業

イ 住民参加型の自然学習に関する事業

ウ 地域づくりの人材育成に関する事業

エ 河川空間の環境保全に関する事業

オ 河川空間に関する調査研究協働事業及び広報事業

カ 公共団体及び各種団体への協力、受託、支援、交流に関する事業

キ その他、この法人の目的達成に必要な事業

(7) 会員数 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

46 人

(8) 役員

理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 6 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R 1	R 2	R 3	R 4
指定管理業務収入 A	利用料金収入	151	36	59	60
	事業収入	0	0	0	0
	その他の収入	0	0	59	240
	指定管理料	4,668	4,773	4,850	5,259
	計	4,819	4,809	4,968	5,559
指定管理業務支出 B	人件費	2,949	2,908	3,018	3,256
	施設管理費	1,011	1,064	1,068	1,600
	事業費	0	0	0	0
	一般管理費	805	895	949	798
	計	4,765	4,867	5,035	5,654
指定管理業務収支(A-B)	54	△ 58	△ 67	△ 95	

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和元年度～令和5年度実施）

なし

4 選定理由

北上川交流センターの指定管理候補者として、次の理由により、特定非営利活動法人北上川サポート協会を選定した。

当該施設は、一関市の親水並びに地域間の交流連携の拠点施設として、親水活動及び北上川地域等の交流連携の推進を図り、地域の活性化に資することを目的に設置された施設である。平成 16 年度から当該団体を指定管理者として指定し、当該団体が管理を行ってきたところである。

当該団体によるこれまでの管理運営は良好であり、長年にわたり親水活動・交流事業に取り組んでいるほか、国土交通省から北上川調査船運行管理業務を受託していることから、当該団体が管理運営することにより、利用者に対して川に関する知識を提供できるとともに、北上川流域の交流と連携の推進や地域の活性化が期待できるため、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。